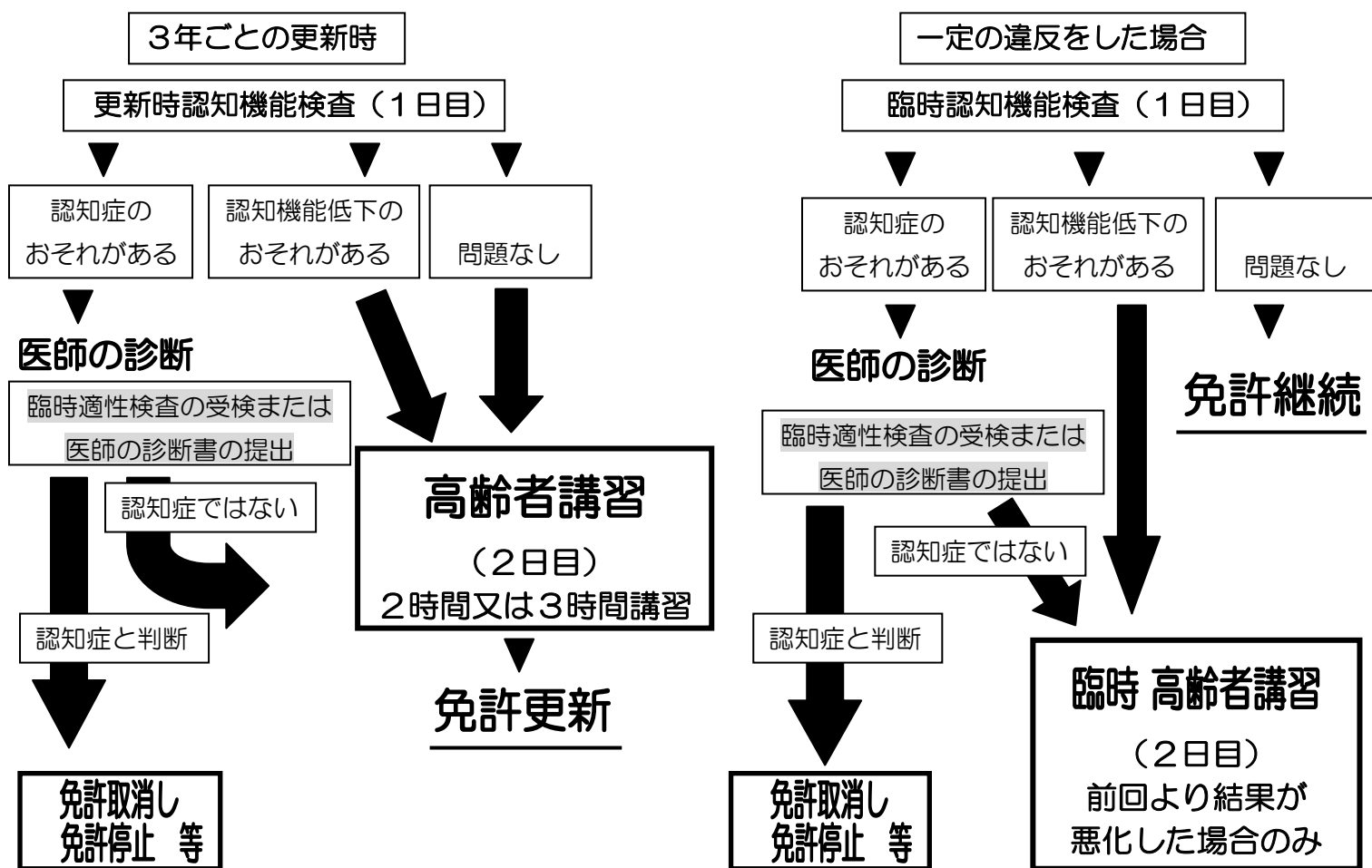


免許制度が変わりました！

～平成29年3月12日から75歳以上のドライバーの方の免許制度が変わりました～

- 75歳以上の運転者が認知機能が低下した場合に行いやすい一定の違反行為をすると、「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。
- 臨時認知機能検査で「認知機能が低下しているおそれがある」と判断されると、「臨時高齢者講習」を受けなければなりません。
- 臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けなかった場合は、免許取消しや免許停止になります。
- 免許更新時に受ける認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判断されると、違反状況にかかわらず、臨時適正検査の受検か医師の診断書の提出が義務付けられます。

75歳以上のドライバーの方



運転に不安を感じたら
運転免許返納
をおすすめします！

免許返納後5年以内に申請すると運転経歴証明書
が交付され、身分証明書として使用できます。

